1　農業保険法第百八十条第二項の保険料標準率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十六条第一項に規定する保険限度額区分をいう。以下同じ。）に係る割合に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

保険限度額区分に係る割合	保険料標準率
百分の八十	二・一五九パーセント
百分の七十八	一・九〇六パーセント
百分の七十五	一・五八三パーセント
百分の七十	一・一七三パーセント
百分の六十	〇・六七〇パーセント
百分の五十	〇・四二四パーセント

2　農業保険法施行令第四十三条第一項及び第二項の通常標準被害率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分に係る割合に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

保険限度額区分に係る割合	通常標準被害率
百分の八十	二・一四〇パーセント
百分の七十八	一・八八八パーセント
百分の七十五	一・五六九パーセント
百分の七十	一・一六二パーセント
百分の六十	〇・六六三パーセント
百分の五十	〇・四二〇パーセント

3　規則第二百四十七条第二項の再保険料基礎率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分に係る割合に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

保険限度額区分に係る割合	再保険料基礎率
百分の八十	〇・一三九パーセント
百分の七十八	〇・一一三パーセント
百分の七十五	〇・〇八四パーセント
百分の七十	〇・〇七六パーセント
百分の六十	〇・〇六四パーセント
百分の五十	〇・〇五六パーセント

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百二十二号

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（広島交通圏、大分市）事案（事案番号平三十第五〇〇四号、平三十第五〇〇五号）については、平成三十年五月二十四日付け国運審第十一号、第十二号により、運輸審議会から、指定の期限を延長することは適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成三十年六月八日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第七百二十三号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成三十年六月八日

国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	延長する地域	期間
平30第5015号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで

○海上保安庁告示第四十一号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成三十年六月八日

海上保安庁長官　中島　敏

備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の下欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海域	期間	船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分三三・八秒東経一三三度四三分五八・六秒 二　北緯三四度二一分一九・五秒東経一三三度四四分四・九秒 三　北緯三四度二一分一〇・三秒東経一三三度四三分三四・八秒 四　北緯三四度二一分二四・六秒東経一三三度四三分二八・五秒	平成三十年七月五日から同月十四日まで	上欄に掲げる海域におけるしゅんせつ工事に従事する船舶以外の船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分三三・八秒東経一三三度四三分五八・六秒 二　北緯三四度二一分一九・五秒東経一三三度四四分四・九秒 三　北緯三四度二一分三・八秒東経一三三度四三分一三・七秒 四　北緯三四度二一分八・一秒東経一三三度四三分七・四秒	平成三十年七月五日から同年七月二十三日まで	
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分二七・四秒東経一三三度四三分三七・七秒 二　北緯三四度二一分一三・一秒東経一三三度四三分四四秒 三　北緯三四度二一分三・八秒東経一三三度四三分一三・七秒 四　北緯三四度二一分一八・一秒東経一三三度四三分七・四秒	平成三十年七月二十四日から同年八月二十五日まで	